特別
14
1919
60

176366

○余もこの量の財政的関係あるものの一人であるところから
（一月廿五日）孫子義太郎氏と紙幣をみる為め高谷氏を
訪ねたが不在であつた　夕刻より同方の提出した法案の内
で文部海軍両者共「甲鉄板及鋼
板製造工場設立」とある事は（三十四年度実施予定
ヲハ高谷氏の説明）である
孫子義太郎氏は同方面あくまで反対しこれを少くも
可能の範囲に縮小する目的で甲鉄板を製
造することは出来ぬ　之れを製造することは
甲鉄艦と艦を作る事で此事の経費を有

38- 8887

ける例にて外国の甲鉄艦一般を注文する筈にて
ありしが甲鉄艦の出来ひ出来
ざるに付新たに下やとなりたるものなり
何れにせよ海軍の有力なる甲鉄艦の注
文をなすべき筈なれば海軍の雛形をもれ
とすべき筈にて海軍の雛形をもれ
本年中に全部出来くるべきを生ずるに出来
鋼鐵を作ることなるべきの雛形を作る
必ずしもこうべきの事なるべし
を先づ第一に取るべきやら甲鉄艦の出来
四隻の事なるべし
の雛形をもれ

事なるべし

そこでありまする様なりんぷつ礼の式の甲鉄艦を心
る様なる様なる田舎なるあてーり即ち土
十万円の海軍料を掛けるなり又さ
ばくさ七十万円の事なる海軍料を掛けるなり
八万なり、これをどうするかと問ふに又さ
我海軍の技術を完全に成就せんとす
倫敦にもなるべきなり彼の者をなるべ
も及ばざるなるべきを掛けるべ
うと仕事一のこれなるべし
先づ海軍の意味を後にすべきこと何を
敬意をもとなる軍艦を造るべきなり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

つ毎き法国の事情を拙あれども、彼の法律を冬日毎日繁雑繽紛と作れども、彼のスウ[illegible]の如うなれば、そのもとは法国律を[illegible]法国律をもとゝ[illegible]法律に[illegible]法律をもとゝ[illegible]法律の[illegible]法国[illegible]法律の[illegible]法国[illegible]法律の[illegible]法律の[illegible]法律の

債主総数	三六六、二三二、七〇七
内	
歳出総数	二九九、九三一、三二六
此内訳	
既往ノ年々借入	七八、九五七、一六四
一般会計ノ年々借入	一五〇、九七四、一六一
三基金借入	五〇、〇〇〇、〇〇〇
総計	六六、三〇一、三八一
内三十二年分繰延	三、五〇〇、〇〇〇
差引総計	六二八〇一、三八一
此内訳	

総計	英貨	一五、九三三、〇三二
	墨貨	六八三、四一〇
	甲子公債	八八六、五三五
	四分利英国公債	一二、一九九、五九六
内四	通貨	二八、五七一、九九四
	銀塊	二九一、一〇〇
	御蔵債券	三、五九三、一一〇

但シ通貨ノ内ハ公債ヲ買入ル為ノ積アルモノ及ノ為ノ積アルモノヲ除キ残リ取入ルベキ租税ヲ以テ償還スル見込ミヲ流用シ為ルモノ

○小代八郎の波文を衛つ御を北波を立て四〻〻北
波を左拾〻〻〻の〻〻〻

の後計も考へもあるが、この二等人員（とくもあるが、そのみな高
人員を数とかの方法は確かなこと言まるようと
ことあるが、言葉あまく人つたらひある
○今夜（一月廿六日）金曜夕方頃の吹雪
非常に行き人口調査の方法をまた話を
ゆくべきの流れ米国と工夫ひある人後
計の一日の所要うこの事項準備をこの米国
をもとに調べの事項の二十八項とする事む
調べの方々米国人とする事
事ひある米国ひと十年ある人とする
ひとを調べて過ぎるとの事
ひある後ひあるこの人員を計ひる

いつの後計も後の方法を多くの人員
知るのみならいうの国体の話国とする
ことと言事ひある、ソコデ米国ひと後計の計
算をする方法をもとに事務の方法を国とする
ひある、この方法の方法を国とする
もちいうわのうちの方法、長の話ひとつの人
人の数と長サ四寸板二寸板の
の経験の細線を書いて男女
二寸八体の必要項目を各程
事の事項を本書に記入する
の方程式を書きを（甲）の人のまと
ひとつの人員（男女）

男と汗ある様に蔵と呼ぶ穴を穿つて、針のめく
しを入れる細工をする為の穴を穿ち、これを
電氣蔵と云うて、電氣蔵の中の北のカー
ドを納めこれを用ひる上にて敷
の針のめくしを紙巻の舶丸伊生の穴又は
針を用ひる穴を通しても差ち、ちと抜きしめる為
紙の重る為ちとの為に電氣作用する為針
のめくインデケートルは針を一を三つ二面の
二を三つ三面のめくを以て蔵のカードを蔵
る為めにさくする為自分の男女の人の職業
人をそれぞれ書きのるものを
動かすならばもの通信のものを一日一番

めを人と対する為しめくをそれ、又石カードを何枚
或は新聞紙の細めくき巻の式ものを使ひある
ものとなれば一々番をさがすの為めきの面倒あるとて
紙巻を用ひる又時刻を表示するものとして
蔵の表面を甲村のカードを計算中を、乙村
の表面を墓の為の村のものを乙甲村の茶白
を開ち他の茶白を開くの仕組とする為、乙の
二つのめくを人をそれを抜しちる紙をとする

○[illegible]

官紀紊乱ノ事實調査報告

一、官職ヲ利用シ又ハ之ヲ曠廢シテ黨派ノ擴張ヲ図リ

其一、林農商務大臣ハ職務出張中政友會支部發會式ニ臨ミ黨勢擴張ノ演説ヲ爲セリ

立憲國ノ務大臣ハ公會ニ於テ政治上ノ意見ヲ發表シ又ハ政黨員トシテ自党ノ主義方針ヲ演説スルコトハ之ヲ非難スル價値ナシトスルモ職務出張中政党ノ集會ニ臨ミ政党加入ノ勧告ヲナシ公私ヲ混同スル官紀ノ紊乱シタル大ナルモノトス乃チ林農相ニ関シテハ左ノ事實アリ

農相ハ昨年十月十日改野官房長松元秘書官ヲ随ヘ筑豐地方ニ於ケル炭鑛及制衣鐵事業等ノ視察ヲナス爲メ武張ヒ同月十三日地方ニ到着シ翌十四日ヲ事業ノ視察ニ從事シ夕刻ヒ其帰京ヲ急キテ各種ノ事業ヲ視ル有志ノ之ヲ歓ンアルモ不暇ナキノ故ヲ以テ之ヲ辞退ケ

但小倉築港ヲ視察スルヤ其市長ヨリ地図ニ就キテ説明ヲ聞キ礼ノミ震相カ同地ニテ演説ヲスル由要領ニ曰リ

今回製鐵所及炭鑛視察ノ為メ出張セシモノニテ寸暇ナキ為各種底面ノ事業ヲ見聞スルコトヲ得サル甚タ残念デヤ少リマス性今小倉築港ノ説明ヲ聞キタル為メ豫テ聞キタル如リ関西ニ於テ実ニ珍ラシキ港湾ヲ得タリ諸君ノ注意周到ナルヲ謝ス所謂リ帰京ヲ急キ又ハ豊地方ニ在ルコト僅ニ三日間而シテ京阪間ニ来ルヤ神戸ニ大阪ニ京都ニ大津ニ甚タ或ハ山縣侯ヲ訪問シテ時事ヲ談シ或ハ大津町ニ於テハ滋賀縣政友会支部発会式ニ臨ミ又タ京都ニ引返シテ内地人政友会支部発会式ニ臨ミ何レモ光栄極リナル演説ヲナシ其安全ニ帰リ

余ハ震内務大臣ハ要務ヲ思ヒ遇ハ未タ地方ニ出張セシカ今回

其二 星逓信大臣ハ政党擴張ノ為メニ陛下ノ巡幸ヲ奉迎セス

帰途京都支部発会式ニ臨ミ党員諸君ト面会ノ機ヲ得タハ大ニ満足スル所ナリ（中略）故ニ諸君ハ吾党ノ責任ガ斯リ重大ナルヲ鮮ミテ以後益党務ヲ振張セラレンコトヲ希望ス（下略）

滋賀縣支部ニ於テモ同様ノ演説ヲナシタリ当要スルニ九州ニ於テ帰京急キタル滋賀及京都支部発会式ニ臨ノ豫約アルカ為メニ外ナラス

大元帥陛下ニハ去月十六七両日諸城縣下ニ御駐輦ヲ行ハセラレ近衛師団演習ヲ天覧アリ十八日午前十一時半分山野停車場ニ御着ニナリ巡幸ヲ官報ヨリテ朝野皆之ヲ知リタル通相ホタ当知ラサル所ナキ程ノ盛儀ナリシカ新橋ノ発ニ静岡縣政友会支部発会式ニ臨ノ為メ之ヲ要スルニ軽重ト公私ノ辨ヲ誤ラサルノ行為ニシテ官紀紊乱ノ弊

其三、末松内務大臣ハ地方長官ノ政党集會ニ臨ム黙許セリ

既ニ長官ノ最モ厳正サルベカラズ苟モ政党ノ集會ニ臨ミ党務ノ拡張ヲ企ツルカ其弊害実ニ恐ルベキナリ而シテ之ヲ監督スル内務大臣ニシテ其行為ヲ黙許シ若クハ之ニ奨励スルニ至ラハ官紀ノ紊乱極マリナンヲ云フベシ現内閣成立後往々此ノ種ノ行動ヲ認ム其一例ヲ挙ケレハ左ノ事実アリ

末松内務大臣ハ昨年春世界東京ヲ発シ新設政友會支部発會式ニ臨ミ引続キ次回夜長野ニ泊シ翌日長野ヲ発シ新潟ニ向ヘリ而シテ内相カ長野ヲ発シタル翌日ハ長野市ニ於テ政友会支部発會式アルカ故縣下ノ党員及縣知事縣高等官ハ内相ノ旅館ヲ訪問シテ恨詫スル所アリ愈々支部発會式前ニハ桝川長野知事及書記官警察部長等ニ出席シテ桝川知事ノ如キハ其式場ニ於テ演説ヲ為シ其他諸官庁ノ各縣ニアリテハ地方高等官ノ陰陽政友会ノ党務擁張ニカムノ事実ヲ見聞シタルコトサレトセス

二、法衛ノ秘密ヲ漏洩シ犯人ノ罪跡ヲ隠蔽シタリ

其一、金子司法大臣ハ法衛ノ秘密ヲ漏洩シタリ

検事ノ検挙及判事ノ豫審復審スル事件ハ最モ之レヲ秘密ニシテ其進行ノ模様ハ毫末モ漏洩スベカラサルモノナリ然ルニ其報告ヲ受クル責任アル長官ニシテハ自ラ秘密ヲ厳正ニスルベカラサルノミナラス又之ヲ監督セサルベカラス然ルニ金子法相ハ部下ノ係官ヲ屢々変食員ニ任ジ検挙及豫審ノ模様ヲ報告セシメ之ヲ政友會員ニ漏洩タリト傳ヘラレテ其漏洩ノ有無ハ之ヲ証スル事能ハサルモ昨年十月二十日政友會代議士会ニ於テ検挙中ノ某重件ニ係ル秘密ヲ漏

漏しない様にせねばならぬ事実なり今政友會の機関新聞会民紙上掲ケタル記事ハ左に転載スベシ

石黒代議士世上風説ニシテ星氏ハ東京市ノ收賄事件ニ関係アル如ク信ズ我々ハシテ要領ニシテハ幸ニ金子法相紙席アルコトナシ事件ノ成行ニ乗リメント質問ニ早川代議士個人ニ関スルコトナシ質問ハ無用ナリト女婿ニ石黒氏ハ星氏ハ政友會ノ大臣ナシハ會ノ為メニ重要ナル質問ナリト繰返シ議場少シク動カントシタリシカリ金子法相ハ起ツテ左ノ如ク答ヘリ

推事ニ於テハ該問題ニ対スル証拠ヲ提出セモ是迄ニ知ラザリシ

毫モ証拠ヲ認メザルト認メザル証拠ヲ提出シ直ニ報告シ本官ハ敢テ之ヲ秘密ニスベキ義務ナシ又敢テ之ヲ発表スベキ要ナキ

問質問アリタル為一言説明シ置クノミ

其二警視廳ハ犯人ノ罪跡ヲ隠蔽スル行動ニ出タリ

猶ほ柏子ニテ之ヲ述ベタル如ク此ニ於テ霧散シタリ（三月廿七日）

推事局ヨリ東京市参事會收賄事件ニ関シ待合料亭ニ於テ被告人等ハ會ノ為ニ跡ヲ調査探偵スルノ命ヲ受ケ視廳ニ於テ報告セシタル中待合田川ニ於テ被告人等ハ有無ノ照会ニ対シテハ主任警視伊藤好道ノ事實ニ基キ被告人等ハ自ラ田川ノ陰謀ヲ看破シタルニ被告人等ハ合ヲ以テ就中市参事會ノ所事ニ関シ百廿五名ノ名簿ニテ物探偵員ヲ遣ハシ意義約ヲ指定シタル新聞ヲ刻読員會社ノ役員名ヲ去ル第二ノ下宮武之助ト利光徹外七名ノ市参事會及市會議員合計十名ノ集會ヲ

ヲ見ルヨリ所ノ芸妓帳簿ノ如シ

待合田川ノ帳簿（写）

峰屋様	利光様	小糸
〃	いろ多ノ	大菊
大塚	小人名	菊子
今井	指山	常子
太田	如様	若代
		月代
しち焼さーみ様十人等		源平
雨蛙	九様	もと
酒三升		まつ
お酒	八人様	

如ク其有力ナル罪跡アルニ拘ラズ事実ヲ曲ケテ復差シタル警視廳ノ意思ハ罪跡ヲ隠蔽セントスルニアリシカ何ゾヤ而シテ此等ノ行為ハ実ニ再ビシテ止マラザリシヨリ検事正ハ金子法相立事ニ検事ノ手足トナリテ働クベキ検関ノ頼ムベカラザル上ハ検事ノ職責ヲ全クセントスルモ能ハザルヲ通シ内知又ハ数度脅迫頼ムベカラザリシ為メ検事局ハ遂ニ憲兵ノ補助ヲ仰ケテ検挙ニ従事シメリトナリ

三、星亨ヲ逓信大臣ニ奏薦シタル責任

星亨ハ嘗テ収賄問題ノ為メ議員除名ヲ受ケ作年ハ横浜埠頭会社ノ為メ議院ノ問題トナリタルコアリ又昨年ハ東京市参事会収賄事件起ルヤ法衛ハ先発ヲシ警察中訴人ノ訴ヘヨリ有力ナル証拠ヲ得タルモ物件没収ヲ拒ミテ遂ニ公判ニ付セ

うしおりシト云ヘリ斯ん変事既行ハル者ヲ大臣ニ奏聞ス伊
藤侯ハ其不明ナリシトヒハンヨリ之ヲ知リテ敢行シタルモノトス
ベシ

○此度英国の御使を接出さんに伊藤首相の如き
うつけものを撰ぶこと無之ては外交の仕方
抜のゆめさめて不足と外交の仕方の迂なるものを此度
事実である

○英皇崩御に新帝御即位平素を表する決議案に本
意を接出せんとせしに議長の意思を伺ひ
無之所抜とそうそうに迷惑の気体あるは高田氏
の意を体せるも接出しの程を考へ設的を知る
と大臣高官なる者の無拘束なる者の
意を拘束を拘束する方法 事実不明
とそうそうに思ふて入しめ、彼の者を以て高の意
をよけに体ひしたるの事なるを高田伯爵を

試みに生捕あるべき所存なるつよし、こんなつきあいをゆへ
ゝ伊達の侍の恐寵病を書簡院より北の海城
をおさえんとする拙者あることや高麗河の掠奪
しかるべきあるまじきつきこの侍の通一流子
よりの用外交の偽封上げしうえん事もあるとこ
ろ中ひ忠先生と伊達より送つれあるこの侍ども
迎えをなさるべきあるうえと言ひまひあるそこで
あるこの所拙者なるつよし拙者を掠奪する拙者
ゝとなきやと乱暴しこの侍ぶ〳〵少し抗
意を加めるゝ、文書をおれを見合作伊達の文面を
取りとしてたゝかひあるこの侍ども意を拙者する
こなつよし、あるこの侍ども言葉を生捕

ゝとなるこの侍ども忠味を掠ちびのし和屋或作の
先住を名のれあるこのつよしの者成ゝもある
○大東義徹と言ゝ高ゝ高ゝ人ゝもある拙者東
こつきこの侍ども拙者を言ひ人ゝもある拙者東
一人ひあつたそうたゝ拙者を言ひ拙者を
四すゝゝ碓めるゝ碓めるゝ大事を時度
あるゝ早や言ひしたつたゝ碓のひ柴の行碓
○阿部井拙者拙作言葉の文を多くゝ
く解釈したゝのあ人ゝ狩拙する狩ひある
とゝ言ひや
○拙者の所ゝ屋敷ゝ男ゝやりゝ
上月四を言ひしこの四日ゝ

の事おうつのそうそうそうそうすまひあく、清しを主を
謀めたい、言葉そうたいとそうそう彦のある流ひあ
いとそうそうじゃ

○星の流そうそう飛脚の流をゆくゆく全作風味方を
そうゆうそうそうを関係をおうつうそうそうおうつうそうそう
かうあるゆんそうそうんば世そうそうまるおもしい
いさとそうそう系系武くくそうそう人を出すそうそう世
るんゆうあのあのあの

一説を通ずるこゝろもあれども、[illegible]の生まれさるべきの切つとる事もなく、[illegible]の流儀を[illegible]ひ、[illegible]の心さしを[illegible]の流儀を[illegible]ひ、[illegible]を無い[illegible]の流儀をさゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

これを終身まで守る外ないことを誓はせ、その他以前の一件もあつた院政を用ゐる為めに、こうした条件を設けることを困難とする貴族達は思つたことであらう。此の制度を廃止する事は如何にも不安さうに思はれる。

他の侍従の修学をなすこと十年間の出家を待ち大学を卒業して博士となつたのち研究して仕官する者も仕官の為めに修学して出家を待ち、大学を卒業して博士となつたのち研究して仕官する者も仕官の為めに修学することになつた。寧ろ制度の改革を行ふ為めに、又一面を除ける事は、貴族達も一面に於ては出来ないが

[illegible]

[illegible]

[illegible]

進歩黨の增稅贊成

進歩黨ハ昨朝九時より代議士總會を開き、彼の贊否紛々たりし增稅案に對する方針を一定して彌よ增稅贊成と決したり

出席者ハ大隈總理、評議員、前代議士を合せ總計百五十餘名にて、中投票權を有するハ八十九名なり。鈴木重遠會長となり前日の總會に引續きて將に議事に掛ちんとするや、例の竹内正志ハ自分ゞ中村彌六に使はれて反對運動を爲すなど言觸らして除名處分を行ふやの說も傳はれり黨の役員中に早くして之を聞むるやなど問出せしに無用々々大馬鹿、萬朝報へ往て聞けなどの叫聲四方より群起して之を葬むり。東良三郎ハ贊否兩派より同數の委員を擧て更に熟議を盡すべしと發議せしも五十五に對する三十三の小數にて敗れたり次に平岡浩太郎ハ增稅に關する議論ハ自他各々是れあるべきも既に大隈伯を强ひて總理に推しなゞら其の意見に反對せバ或ハ自から選べる總理を排擠する結果とならん依て總理の意思に隨ふゞ穩義なるべしと注意せり

次で石原半右衛門ハ大隈に向つて增稅敢入を單に北清事變費のみに充つるゝ將た他の政費事業費等にも充つるゝと質同し大隈より『前日演說の通り今日の問題ハ外交にあり外交の結果經濟財政の上に於て增稅の已む可らざる形勢を致せしのみ、現に我ゞ黨よりハ別に外交上決議案を出すの心構もあり形勢の變化測る可らざるに、其の費用を內國公債とするも外國公債とするも共に難く、日本銀行より借上ぐれバ兌換制度を危くする恐れあり增稅實に已むを得ず』といひ又『爾れバ其の收入ハ重に此の一事にのみ用ひ、今日散漫紊亂を極むる行政に對して使用するとハ嚴格に之を禁止せざる可らず』といへるに石原も此の答辯に滿足したるも尙一ヶ年位ゐ戰費支辨の餘裕あるゆゑ財政整理の上にて增稅の贊否を決すべしと諭じ、工藤行幹ハ北清事變費のため增稅するに異議なしと一致せバ增稅に年限を附することゝし之に關する調査委員を擧げて審査せしめんと發議し、楠本ハ前夜一部有志の代表者として大隈を訪へるより大隈の意見を覺書とし其の檢閱を經たりとて一篇の覺書（大隈ゞ增稅收入を主として北清事變費に使用すといへる答辯）を讀上げしゞ最後に『大隈總理の意見既に斯の如くあれバ政府案に贊成するハ總理の主意に背くものなり』と附言せしより滿場頗る動搖めき、高田早苗ハ起ちて楠本の此附言を駁し政府の增稅案と理由に多少の相異ありとも案其の物にハ異議なきと分明せり理由異りとて直ちに案其ものに反對するハ不可なりと分疏し、武富時敏も亦同一意味を辯論して稍や小波瀾を起せしゞ大隈ハ再び起つて『內外危急の今日、獨り正義を唱ふるハ我黨のみ、今小數と雖も遂に天下の同情を得て多數を占むる時あるべし。黨內感情のため動もすれバ紛擾を釀し分裂せんとするゞ如き慨すべし』とて四年前アルメニア虐殺事件に英國進歩黨の首領ローズベリイクラッドストンの說に反對して政府に贊成せしも首領の職を退きて黨中寸分の紛擾なかりし例を擧げ且つ增稅問題よりも更に大に注意すべきものありとて別項の如き說を述べ、次に萩野左門の奇問、武富の答辯ありし後、採決せんとしたるに山田武より無記名投票說出でしも敗れ、指名點呼の決果三十九に

対する四十九の多数にて増税と決したり
採決後高岡忠卿い尚ほ黨議に服せず依然反
対せんと放言し、竹内正志亦反対者のため
何ら除外例を設くるやと質問し、高田早苗
い政務委員に熟議の上答辯せんとを注意し
政務委員鳩山も亦此の際速答せざるを可と
信ずる旨答へて正午過三十分散會せり

増税賛否両派別

昨日の進歩黨代議士總會に於ける増税賛否
両派別い左の如し

増税賛成者（四十九名）

鳩山　和夫　西村眞太郎　江藤　新作　箕浦　勝人
木村椿之輔　佐治　幸平　永田佐次郎　井上彦左衛門
宮原季三郎　岡本松太郎　大槻　政吉　首藤　陸三
畑田速太郎　見島　権蔵　降旗元太郎　田邊貞三郎
綾谷　清信　湯香　克孝　鈴木文治　直彦
佐々木正蔵　鈴木文三郎　加藤政之助
橋本　島　平岡浩太郎　門馬　尚經　木村鷲太郎
大津淳一郎　富田　時敏　中野　武雲　柴　四郎　高川定次郎
野間　五造　山田喜之助　中野　武營　井上　源衛
富田　仙助　大石　正巳　犬養　毅　大隈　英麿
山田　武　坂本　金彌　河野　廣中　栗原　和
佐藤　國彦　平岡万次郎　鵜飼　寛介　安川　繁成
江島　柔蔵

増税反対者（三十九名）

佐藤　伊助　安藤川治賢　伊藤　益雄　岡田　龍岱
山田　純一　大村和吉郎　工藤　行祥　高田　忠郷
石原半右衛門　藤野長次郎　鷹住　久道　今村千代太
須藤善一郎　神鞭　知常　秋山源兵衛　菊地　九郎
佐藤　宗彌　秋山　元蔵　杉下太郎右衛門　宮崎　季次郎
三輪潤太郎　中島　鉦八　吉田　源八　金岡又左衛門
小松喜作治　寺田彦太郎　高木　正年　大東　義徹
中山平八郎　菅野善右衛門　竹内　正志　内山　親保
市島　謙吉　三田村義三郎　初見　八郎　秋保　親賢
横瀬八五郎　清水清十郎　鈴木藤兵衛

刷新整理と外資輸入の非

（大隈伯の伊藤井上澤非難）

大隈伯い昨日の進歩黨代議士總會に於ける
演説中、左の如く演説して代議士及び天下
の注意を求めたり

伊藤侯の誓言せる財政整理、行政刷新は共に天皇より
依托されし權力により、政府が常然自から之を爲すべ
きと其の權利にして又義務なり、然るに伊藤の意見に
よれば政整理委員會を組織し、委員中に民間の士を
も選用すべしといへり、果して然らば是れ天皇依托の
權力を他に分つのみならず又實に責任を他に分ち、自
から責任を逃避せんとする仕方にして、政は憲法の大
義に反する非禮ならずやと思ふる、實に容易ならぬ邪
なり

又傳ふる所によれば全國商業會議所は政府をして鐵道
を買收せしめ約二億万圓の外資を輸入せしむるの決議
を爲せしが是には澁澤一の如きも前議を讃して意外に
力する所あり、眞偽は確かならざるも澁澤は伊藤井上
とも調合ひて殊に此の決議を爲さしめたりとも傳へ、
又財政整理委員會の正副總裁には井上若くは澁澤推さ
るべしなどいへり、政府は既に償金及び募債にて五億
圓以上を使ひ捨てゝ現状を來しながら又々二億万圓の
外資を入れて之を使ひ捨てば其の結果如何、是れ寒ろ
增税よりも大事件なり、詳く人々の注意を促がさざる
を得ず云々

隈伯意見の覺書

別項進歩黨代議士總會に補本男ゲ讀上げた
る大隈伯意見の覺書なる者い左の如し

增税問題に於ては我黨内波瀾紛糾を生ずゝある際代
議士會に於ける予（大隈伯）が演説能く肥世上に流布るす
と共に誤傳を生ずるが爲め登物難を意思し諸君に疑
惑を與へたるは遺憾の次第なり、抑も予が先日陳べた
る意味は財政經濟の實況に就て詳説すれば政府は增税
に頼りて動度罰乏を救ふより他に策なかるべし況今日
平和の時なれば當局者たるもの先づ財政の整理をしめ其
結果を見て徐ろに經濟の策を講ずるも遅からざれども目
下清國の形勢は危急の場合に陥り何時不測の變を見る
や計る可らず是に於てか我同志は不日議會に於て此問
題に對し決然案又は質問等の提出もあるべしと思ひ其
材料に除べたる次第なり

且我黨議一歩を誤れば國是たり我輩の持論たる支那
保全東洋平和は到底望む可らず故に此際當局者たるも
國是に從て旅設する所あらしめんが爲め忍で增税を施
行せんと予が謀べたるは要するに卑見の存する所國旗
を発實にして強硬なる外交政略を取らしむるに於て最
も必要と認め且財政困難と雖も國民は增税も敢て辭せ
ざる愛國心を列國の間に知らしめんとするの意に外な
らず寧ろ倍ら勵め此に斷り置くべきは現今財政困難の
場合なも顧みず猶ほ國民の負擔を增すの已むを得ざる
に至りたる以上は進に此税を以て他の事業の費途に充
るは予が同意する能はざる所なり故に軍事費のみは增
税にて辯ずしめんことは予の希望する所なり

補本が此覺書を作りたるい隈伯をして其賛
成い政府の目的とい異なる者たるを自白せ
しめ之をトツコに取りて賛成派を打擊せん
魂胆かりき斯る三百的理窟い全く例の中村
大東等舊革新派中にて疾くより打合せたる
權策にて補本の隈伯訪問い主として此點に
於ける隈伯の言質を取らん爲めなりし也

增税委員會

昨日午後一時より開會渡邊藏相、坂谷主計
局長、目賀田租税局長列席、大臣の挨拶
に次で坂谷政府委員い增税に依て明年度に
收得すべき全額い六百九十万圓なれども明
後年度よりい其倍額を得延いて明治三十七

二月廿日　北の丸破損ニ付　[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一砂糖

凡四万一百四十斤を減ず

合計一千六百斤を減ず

外

海藻及海苔税し於て二千斤の内五十

四斤減ずる事

北の浦停場を立て居る四〇〇〇本余を大体改

方を設る結果を決し居る所の結果即ち税率

のみ細目を決しよりあるを減ずる決して

重税に戻すの結果例えば今年一千五百斤

流の産を結果する事例えば税率を改

たるものとなる故に軍費を拡張する税

黒砂糖を改む

率を減ずる結果流前と異論なく但しこの者

修正意見なる(拝税を大体改革しなる上)

漁物のあるいは、修正を施行第三七条第五項

を及ぼす位のみ、こんぶ結果の主張を加税

すべきもの也

北あまりを又結果流ハ〇〇〇

の流派をもつて一家を称する流派を新たに立てんことを願ひ出でんとす
ば勢ひ一同の者打合せのうしと決し其の子弟
を教育する不系等修業を全くし新たに行うべ
きものなるを知るべし然るに大義を以て流派を開
かんとする者は本部の者の指図を仰ぎ其の
手続を経て行く、尤も流派の修正を加へ
ずして可なるも流儀の根本を変ずるものは
新たに流派の名を設くべきものとす、これは
流の五十回義を以て此を指を流派を衛
定一定の期を尤も沿革の変ある者和
度此事を流派を打合ハしもる能うすと雖
或あるも為に新たに一流を立て
て再論を附すと雖も前流派を
を立て此事を半ばしてもつて
することを流派を法を為し無
或を云に止まるべし修正の事を
流合ある流を祝をつら形を正
を掩んとこれも不作為を或を
至る流を部の教育中現代の流
るあるを傷ものやと御倫理
全るべきを一事を立て立
特に其任を負担を流合を
へし流を対務あるべし責任する代を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]連名の通先書を仕候通仕候事[illegible]
[illegible]これを接出すべし[illegible]
[illegible]
[illegible]

めのこすれの名を除れ家名をもとめ
ずと海すまを犬り長ものを御屋敷停業ちきき（つき一直
殺ちとるるる者の命をもちとる長しとを等ちばくた
ちの前し殺害流のれ手まもとしく仇敵又敵仇
海名とさるを抜打ちを抜きるを抜
ちをのんば家名をおさいうをのさるも来れ決
しちすとこれ又連名通をなる者の家を
すを此度殺害の上ちを知を知り家
名をおさるをのちとこれ又仇名の敵
連名通名の仲間人を為すの人宣ち抜仇と親
と殺害せよ方すれば手仇を抜ちを抜
あるとこれ於此金等を大長ずの正長をもめ

始末仕御しを四ち法終を求ちるを長れ通をを
測後する代ちを宣ち家ちの名（一同殺害をみるべし
仕抜仇の殺害を知（とるを殺仇を人名一応
交侍ちを又家ちを殺害抜仇
せを殺害すしを人別ちを仇をいを仇
と金を思へを宣ち抜仇を親名殺害の
拳の出せしるを一のを仇ん名ば抜仇
しを除名を人を殺仇をを殺害をを
を後害殺害を殺害を又殺仇害の後害
ず殺害を後害し殺害を殺人ちを仇敵あるべし此殺害
仇を殺ちを後害を殺害一両打ゆくを後の前三
御の事を殺害の殺害を殺害を殺人

紋章所より出し一大法令を以て衛士高札の
のみを建てられたるとなり　斯くして年々新紋章
所務あるべきの面目を保つことを力むるの云あるとも
る事実果してあるべきや疑なきにあらず
すれば建の名目をなすべきこと三箇条
なる意を以て地代を納めを以て金を
其用途のこれを新紋章と称き紋しとす
高札をもて全くなるべきを以て公
る向は左の如く紋章を新たに定めたる通
是を以て公ハさすがに若し納めざる
とき之を没収す　右通

を以て公ハさしおくべしと新たに年々これの新紋
のみを所務の用に充てられたるなり　金
のこれを新紋章と称し　新紋のみを
用ゐるの今日を以て紋章を行ふ所に新紋
新紋章をこれを称す
十二の通あるべきも新紋と称し金
所務者と交渉の結果を待て紋章を定
紋章をこれの新紋を設き（現在のもの）
紋章を所務者に行ふ新紋を以の紋
章を所務者に行ふ新紋を以て
り　金を出さず　章を定めたる各自紀州
ゆしとなる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○大隈侯爵談話（二月廿四日）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

校之交番の活動をしたうたる警察の様子のみまこと等
ろ殆ども[illegible]ども[illegible]様子もちろん[illegible]
[illegible]事のみ[illegible]伝聞の説と微文の説と衝突すること
一般に困ることなきことひ牛一線あることとて大変活
と世ることなんとしたる[illegible]
○伊太利の様子もまた[illegible]の[illegible]
のまを如何なるなんと[illegible]先ず人をみるロンドン
パリス、ベルリンのこと都く様子をなんさをたるの地
子[illegible]ども[illegible]素パ様子[illegible]
花の公使の事ども[illegible]公使を已の書を[illegible]
[illegible]を如何なる様子とは此のあと情
[illegible]ヤッキリとなる[illegible]

[illegible]の様子も如何なる[illegible]
○[illegible]
の[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]地の家業を出でざる
[illegible]支那解と同一地位
[illegible]

○伊藤の頭脳と山本海[illegible]
[illegible]
[illegible]山本の[illegible]
[illegible]現花の二十
[illegible]六
[illegible]

○[illegible]つき[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

靜岡縣政概要

本縣は前任知事小野田元熙前任警部長天野三郎前任參事官折原巳一郎幷に現任書記官池永端現任警視永井弘以下各縣官郡吏警察官等の猛然なる撰擧干渉に依りて自由黨をして縣會の多數を制せしめ尋で靜岡農工銀行を乘取らしめ有らゆる行政機關は今日の政友會と同身一体たる有樣を呈し百般の秕政悉く之より釀生せざるはなし

第一　土木工事に付收賄

本縣土木請負規則は公入札を原則とするに拘はらず大小の工事擧て指名入札となし其入札者は四個所の土木管理區内に於て各五名乃至七名を豫定し何れも政友會員若くは同臭味の者に限り決して他派を交へず縣參事會員は常に是等の請負業者と氣脈を通じ彼等に請負はしむ可き工事豫算は充分に見積り決して減額せざる代りに工事費總額の一割を黨費として縣參事會員に納む可きことを内約し入札を施行する毎に其豫定金額を内示するを以て落札高は概ね皆豫定額の四五圓安ならざるはなし今一例を擧れば昨年掛川沼津韮山三中學校の建築は擧て東京の請負業者木口米吉と讓意契約をなし工費約拾万圓の一割則ち壹万圓を納附せしむる代りに政友會員福島勝太郎か豫て借用せる靜岡城外の縣有地に七棟の官舍を建築せしめたり其工事は已に落成して知事書記官警部長參事官警視技師視學官等の住宅に充て現に居住しつゝあり目下は世評を憚りて借家の体に裝ひつゝあるも次の縣會に於ては縣費を以て右の各官舍を買上げしめ其代金は政友會の收入たるべきこと殆んど公然の秘密にして彼我共に之を疑ふものなし此官舍が仮令賄賂の代りに建築したるものに非らずとするも方今地方行政費の膨脹實に際限なきに方り何ぞ各高等官の官舍を新築するの餘裕あらん乎

第二　縣費を以て政黨募集の好餌となす

道路改良、堤防修繕、避病舍建築、其他勸業衛生等の事業中縣費の補助に係るものは政友會員よりの出願に非ざれば縣官並に縣參事會に於て之を許可せず補助費支出の須要條件として關係町村人民の重立たるものを政友會に加盟せしめ且補助額の一部を收賄するを常とす縣會の多數黨は先年此非行を遂ぐるの便宜を計りて縣參事會委任條件中に左の如き重大なる權能を附加せり

十木費又は十木補助費中個所の指定なくして議決したる豫算の支出順序を定むる事

市町村土木補助費豫算の如きは一切其支途を示

さず黄然総額を議定する事とし三十四年度の土木補助費は二十一万圓と決定せしが此金額は事業の緩急に依て支出するに非らず一に各町村人民の政友會に加盟するや否や補助費の幾部分を黨費に寄附するや否やに依て決定するなり其例証は本縣下に普しと雖就中顯著なるは志太郡葉梨小川和田其他諸村、榛原村白羽御前崎相良吉田諸村、駿田郡天竜村外數個村、小笠郡佐東下内田諸村、庵原郡小島村外數村、安倍郡清澤村清水町三保村賀茂郡仁科村外諸村の人民が縣費補助を得んが爲已を得ず良心に背きて政友會に加盟したる事是なり

第三　官物を私す

近年縣有地を貸附け拂下げ又は民地と交換するもの少なからず而して其恵澤を受るものは概ね政友會員ならざるはなし畢竟行政官が黨人と狎親して官物を抛擲するに外ならず其一例を擧れば明治廿九年靜岡縣廳の正門を作り門外の池沼を埋めて道路を敷設したりしが該池沼は安倍郡豊田村外二個村用水組合の共有物なりしを以て當時本縣は相當の手續を尽して道路敷設の承諾を得たり其後三個年を經過して明治三十三年八月に至り政友會派の縣參事會員山田唯吉は此道路敷地たる池沼三畝歩の所有權を用水組合より譲り受け縣官と結托して右の道路敷地と靜岡城内の縣有地畑一反一畝歩とを交換し不義の利益を占めたり猶ほ同池沼に連りたる池沼二反七畝八歩は政友會員川邊宰兵衛田宮久五郎兩人之を買取りて同時に縣有地の開墾地二町五反六畝廿三歩と交換し是亦不當の利益を占めたり縣官と黨人とが相狎親して不義不正の利慾を貪ほること概ね此類なり

第四　縣費の濫用

靜岡縣の行政官は政友會員と狎親して同身一体の如くなれば同黨人の求むる所は之を與へずと云ふことなし現に縣參事會員山田唯吉は安倍川沿岸の開墾地十數町歩を買入れたるが之を保護すべき堤防なきが爲に官營の舊慣なき所に官營堤塘百數十間の工事を出願し直に許可を得て工事已に出來し右の開墾地は忽ち數倍の價格を有するに至れり大井川沿岸金谷町字鎚塚の人民は政友會員たるのゆゑを以て民費の堤塘を官營堤塘となしたり磐田郡豊濱村の太田川橋梁は二千三百餘圓の修繕費を出願し却て三千圓の補助金を交附され其内三百餘圓は醜類の賄賂に供せられたり其他各町村の避病舍建築費等は概ね實際工費額よりも多く交附して而して其剰餘は賄賂となり其關係人民は腐敗して政友會に加入するを常とす

第五　縣事業に關する收賄事件

本縣の政友會員が縣事業に關して賄賂を貪ぼる事は前段に略述したるが如し而して政友會大會の際に同黨員中より配布したる彈劾狀は實に之を証明するものなり其要に曰く

一、大橋某は支部黨費の寄附を口實として富士天龍安倍大井諸川の堤防工事、掛川韮山沼津各中學校の建築工事並に洞道路燒津築堤工事等に付各請負人より工費總額の一割以下五分以上を支部に納附せしめ且つ已れ自ら五分以下三分以上を收賄したり其金額正に金五千圓餘なる可し

一、明治三十二年八月縣會議員總撰擧の際は靜岡師範學校附屬物建築請負人より金五百圓を自由黨支部に寄附せしめたり

一、小學校教科書審査會に際し支部は幾かに金三千圓を得たるも大橋は各審査委員へ配分すと稱して金港堂より三千圓圓光社より千圓秀英堂より千圓を收賄したり

一、武德會の積金一万四千餘圓（警察官の威力を以て廣く縣民より募集したる金）は大橋の頃取たる遠江共同銀行が無利息にて預り居れり

以上は政友會の内訌より同臭の醜を發きたるものなれば勿論虚構の讒誣と見るべからず吾人の聞く所に據れば明治三十三年度内に於て政友會員の收得したる賄賂は七八万圓を下らず教科書審査に於て二万八千圓天城隧道工事に於て八千五百圓掛川韮山沼津三中學校建築に於て一万圓天龍大井富士三大川工事に於て一万圓其他は道路改良等の各補助費に於て取得せりと稱す現に政友會靜岡支部は同年度内に於ける普通の黨費外に金三千五百圓を投じて新開社を購入し金三千圓を以て事務所敷地を買取し金二千四百圓を散じて事務所を建築し地方の政黨支部としては無比の費金を要したるに拘はらず其財源は甚だ曖昧なるものあり以て其内部を想像すべし

第六　土木官吏の腐敗

本縣行政の首腦全く腐敗し縣政監督の縣會幷に縣參事會は却て縣政の紊乱者なれば其下に屬する官吏の腐敗するや固より怪しむを要せず就中土木吏の如きは殆んど腐敗せざれば其職に居る能はざる有樣なり土木請負者は既に工費の一割余を贈賄すれば道路堤防建築物等の別なく其工事自から粗略に流るゝは自然の結果にして而して土木吏も亦其内情を知るが故に嚴重なる取締りを爲すに由なく却て不正の饗應贈物を受けて不正工事を默認するとあるは隱れなき事實なり

凡そ一工事あれば當業者は僅ね工費の二十分一を監督吏に贈進するを以て通例なりと稱するに至れり故に本縣下に在ては「昔は収税吏今は土木吏」の語あり俸給薄くして奢侈贅澤あるもの土木吏の上に出るものなかるべし甚だしきは賄賂を受けて民堤を官堤となし或は使用せざる人夫の賃銀を騙取し或は請託に因て不急の土木を起すの陋弊尠て數ふべからず而して土木吏が一般に黨派的感情を以て工事の緩急前後を定めこが設計を爲すとは殆んど公然の秘密なり

第七　以公殉私の陋弊

嘗自由黨靜岡支部の幹事山岡昂三等は昨年の春頃米國移民事業を企て同派の町村長數名と密謀して他府縣の勞働者俄かに本縣に轉籍したるが如く戸籍を僞造し何れも農工業視察の目的なりと詐りて海外渡航免狀の下附を出願し昨年二月中旬より三月末に至る迄に一千二百余名を米國に渡航せしめ之と同時に遠藤爲吉なるものも亦別に一會社を組織して四百余名を渡航せしめたり其戸籍僞造並に免狀詐取の方法たるや極めて淺薄にして少しく心あるものは一見詐術を看破すべきに拘はらず有力なる自由黨員の所業なるを以て小笠郡長板垣昌德庵原郡長星田茂幹等は何等の取調を爲さずして其不都合なき旨を証明し當時の警部長天野三郎保安課長永井弘等は渡航者の身元を取調ふべき職守に在りながら是亦た調査をも爲さずして不都合なき旨を認め當時の小野田知事池谷書記官折原參事官等は固より山岡昂三と同臭味なるを以て容易に彼等の願書を容れて千有余名の戸籍僞造者に海外渡航免狀を與へたり然るに本年四月に至り海外渡航の願書中に私書並に私印の僞造物あると發覺し延て戸籍僞造等の犯罪續々暴露したるも當時本縣高等官中には山岡昂三等を庇護せんとする者多く且つ重立たる政友會員の運動ありしを以て久しく此の一大罪犯を陰蔽し居たり然るに偶ま靜岡市選出代議士の候補者爭ひあり縣官は悉く政友會員松本君平を推薦せんとし山岡昂三は同黨員福嶋勝太郎の有力なる參謀なりしより警視永井弘と山岡昂三との間に衝突起り其結果永井警視は斷然山岡を排除せんと欲し遂に惡事露見の後四個月を經て昨年八月廿五日檢事局に向て告發する事となりたり其結果參事官折原巳一郎も亦詐僞受免狀知情下附の刑事被告となり小野田天野池永永井以下多數の縣官郡長等も亦數々法官の取調べを受るに至り山岡折原等の豫審既に終結して來二月十三日より公判を開くの運びとなれり抑も斯の如き大獄起りたるは畢竟縣官が黨人と狎親して其私曲を助くるの陋弊に基因すと云ふも敢て誣言に非らず

第八　警察の腐敗

本縣警察官は曩に縣會議員の總撰擧に際し極力自由派を助けて擁擧に干渉し縣官と自由派に對して大なる功勞あり爲に其勢力强大にして靜岡警察署長の如きは首として官宅を建築せしめ警視が縣下政友會の樞機を握りて勢力知事を壓する程なるも博徒浮浪人等は警官と狎親して毫も警察官の威力行はれず常に博徒と交際して彼等の贈物を受け賭博を默許するが爲に賭博の流行今日より甚だしきはなく甚だしきは小學校の兒童も亦之を弄するに至れり賭博犯の現行者が政友會に加盟し賄賂を贈りて放免されたりと稱し或は毎月定額の金を納めて賭博するものありと傳へ怪説紛々たり

現に靜岡警察署詰の刑事巡査たりし枝英一郎は濱松警察署在勤中博徒より金五十圓を收めて其罪跡を隱蔽したりと告發せられ證據不充分にて免訴されたり又警視發靜岡警察署長永井弘は娼妓廢業防遏に關する取賄並に火災の火元塵蔵等數件の告發を受けしが確乎たる証據なき爲に不起訴となりしも醜業者の内談を受けて娼妓廢業運動の妨害に關係し且つ此不正運動の報酬受授に關係したるとは永井弘と共に併せて告發されたる菅野道親内田勉平兩人に對する左の裁判宣告文に徴して明白なり

靜岡縣靜岡市西草深町二百八拾七番地
平民請負業　菅野　道親（四十二）
仝縣仝市仝町十九番地平民請負業
内田　勉平（五十九）

右の者に對する本年（ヘ）第六八號恐喝取財被告事件に付き豫審を遂げ決定する左の如し

主文

本案被告事件は之を免訴し被告菅野道親内田勉平は放免す

押收の証據書類は各差出人に還付す

理由

被告道親は過般來娼妓自由廢業問題の漸く喧しくなりたるより本年六月十二三日の頃被告勉平以て其當時靜岡三業組合取締たりし小松樓主林和免吉及び剖取締德和樓主關本爲吉等に對し靜岡警察署長も承知の事なるが娼妓廢業豫防の運動を被告道親に依頼しては如何と申出でたるより小林和免吉關本爲吉は喜報樓主森鑑兵衛遊藝樓主手塚忠兵衛養子重吉等に謀り被告道親の申込を斷るに於ては却て反對の運動をさるゝ恐あり且つ靜岡警察署長永井弘より豫て廢娼問

題に付き壯士等に金錢を遣す等のことあるべからずとの注意ありたれば兎も角署長に面會の上決すべしとの事に相談纏まり其翌日又は翌〻日右樓主等四名静岡警察署に出頭署長永井弘に面會し被告道親より申込の次第を申入れ其意見を尋ねたるに永井は菅野なれば本縣に於て多少の名譽あるものなれば後日不當の金圓を貪らるゝ事もなかるべければ依頼するも差支なかるべしとの事なりしにより更に右依頼する旨付ては被告道親に對し運動費を差出さゝる可からざるが右金額は本年末迄五百圓許りにては如何とて永井に意見を求めたるに永井は之れ又相當の金額なるべし尤も一時に五百圓を差出すに於ては萬一後日に至り尚ほ出金を迫らるゝの慮りあれば先其三分の一位を遣す方可然との事なりしより爰に樓主等は署長永井の意見に從ふべき事に一決したる所被告道親は右署長及び樓主等間の消息を知りたるものと見へ全月十六日午後三時頃被告内田勉平を小松樓主小林和兌吉方に遣し樓主等二三名道親宅に來るべし若し解らざれば金と實印とを持參すべしと申入れたり然るに樓主等の參る事遲かりし爲め被告道親は同日午後七時頃再び被告勉平を其督促に遣したる途中樓主は豫て相談一決して居たる際なれば先づ金貳百圓を渡さんとて其金策を爲し四名連を列らね道親方に來るに會したるより被告勉平は彼等を伴ひ道親方に至り被告道親は樓主等と本年末迄金五百圓にて廢娼豫防の運動を爲すべき事を口約し内金として貳百圓を全人等より受取り内金拾圓を被告勉平に分配し尚ほ其後六月廿六日當市安倍川町藝妓米八方に於て五十圓七八月の頃被告道親宅に於て百圓右運動費の内金として樓主等より受取りたり

以上事實は蒐集したる証據書類に依り明了なりと雖も被告等が右樓主等を欺罔し若しくは恐喝したりとの事實を認定すべき証憑充分ならず則ち刑事訴訟法第百六十五條に則り主文の如く決定す

明治三十三年　十二月廿二日　豫審判事　静岡地方裁判所　裁判所書記　林金次郎　西村茂夫

之に依て之を觀れば永井警視は醜業者等に對して娼妓廢業の防止を菅野内田兩氏に依頼するとを是認し且つ報酬として金五百圓を贈るとをも至當と認め其の贈金方法を指圖したると明白なり仮令永井自から賄賂を手に觸れずとするも此の如きは行政官として爲すべからざる事を爲したるものと謂ふべく且つ之が爲に暴漢を使嗾して宣教師米人ベンダイク幷に瀬川彌久茂を白晝公然毆打するものあるに至りしは公權濫用の極と云ふ可し

本縣警視永井弘が警視に陞任されたる時黨自由黨支部より金時計を贈り菅野道親は縮緬一反並に仙臺平の袴を贈りたるが永井の部下に屬する權田渡邊兩警部は縣下一般の警官より月俸の百分の五宛を醵出せしめ其他料理店宿屋質屋貸座敷業者博徒等を初め平生警察の取締りを受る者より應分の寄附金を募り現金三百七十余圓は收納し此外五六百圓の未納金ありしが永井は其後戯かに之を絶退し前記の金時計縮緬袴地等は之を贈主に返却し寄附金の未納なるものは其拂込みを謝絶したり然れども現金三百七十余圓を前段に述たる刑事被告人枝英一郎並に巡査高梨米太郎兩人の名義にて静岡銀行に預け入れ後日永井が轉任免官等の場合に之を贈る事となしたる事は爭ふべからざる事にて此事件を記述したる静岡民友新聞に對する權田渡邊兩警部の取消請求書に據るも其一般を知るを得可し

取消請求書

明治卅三年十二月廿五日貴社發行民友新聞第二千七百六十七號雜報欄内警察の貯金と題し左の記事あり

是は今回の告發事件には直接の關係なきも間接には餘程重大なる關係あれば茲に記さんが永井弘氏が警視に陞任せし時自由黨支部よりは金時計を贈り菅野氏よりは縮緬一反並に仙台平の袴を贈りたるも共に返却したる事は既報の如し然るに其頃權田警部等主任となつて永井氏に陞任紀念品を贈呈せんとて縣下一般警官より月俸の百分の五宛を醵出せしめ其他料理店宿屋質屋貸座敷業者博徒等を初め平生警察の取締を受る者より應分の寄附金を募り現金三百七拾餘圓に達したる頃此のこと知事警部長等の耳に入り事態穏ならずとて差止られ永井氏も亦辭退したる由云々

右記事中料理店宿屋質屋貸座敷業者博徒等を初め平生警察の取締を受くる者より應分の寄附金を募り云々とあれども是等の者より寄附金を受けたる事無之又知事警部長等の耳に入り事態穏かならずとて差止められ永井氏も亦辭退したり云々とあれども右は大に相違せり其事實は永井署長警視に陞任紀念品を贈らんと各警察署長に計り各自應分の金員を醵集中永井署長の耳に入り其厚意は謝する處なるも紀念品は受理せずと謝絶せられたるに付醵集金員處分方更に警察署長分署長に商議せし處他日永井署長が本縣を去るが如きともあらば其送別會の費用に充つべきに付暫らく保管し呉れとの依頼に付當時の警部長に事情を報告

の上本官等に於て之れを保管することゝなり
静岡銀行に預けたるものにして知事警部長より差止められたる事實無之候間此全文を掲げ
御取消相成度候也

静岡警察署詰
明治卅三年十二月廿五日　警部樋田悦三郎
警部渡邊重次郎

静岡民友新聞社御中

右の請求書には警察官以外の寄附金を募集したる事なしと稱するも現に前段に述たる刑事被告の一人たりし内田勉平を初めとして普通人民の寄附金甚だ多し又た取消請求書には金品の謝絶を以て永井弘の眞意に出たる如く述ぶるも是れ甚だ笑ふ可き遁辭なり永井にして眞に金品を受るの心なくんば其部下の警部巡査等が東奔西走して一千圓に近き寄附金を募集するを初より禁止せざる理なし況や既納の現金を静岡銀行に貯蓄せしめ置くの道理あるべからざるなり、

静岡縣警察官は殆んど全く政黨募集員なり静岡市一千餘名の政友會員は概ね永井警視の手に依て募集されたり宿屋質屋消防夫等を初め警察に直接間接の關係ある者は大概入黨せざるはなく永井警視は之を秘せずして却て人に誇り居れり而して同人が松本君平江間俊一影山秀樹大橋頼

援等を初めとし政友會の重立たる黨人と常に相往來して料理屋に會飲するとは人の之を知らざるものなし左れば縣下各地の警官皆之に働ひ殆んど政黨運動者の先驅たり

本縣警察の腐敗は實に其の絶頂に達し小笠部掛川警察署の如きは現に遊廓の中央に在り前后左右悉く醜業者の中に在りて風紀を取締り治安を保持するの重要なる警務を執り居れり又た静岡警察署は失火者が失火の屆出を爲したるに之を却下して其火元たる責任を逭れしめたり而して其理由を詰れば發火の原因不明なるが故なりと稱して其の旨を永井警視の名を以て新聞紙に公にせり蓋し失火者は市中重立たる政友會員なり此の如き事實は眞に紛擾に過まあらず

第九　農工銀行の黨弊

前任知事小野田元熙の在職中静岡農工銀行の定款を改正して取締役三年の任期を二年に短縮し強て役員を改撰して悉く自由派を撰任したる以來（同行の株主發言權は無制限にして五万票の中一万五千票は縣知事の有たり）同行の事務員は悉皆小使に至るまで自由黨に加盟せしめ其代り一同俸給を引上げたり斯く行内同臭となりて以來縣金庫は概ね自派の銀行に之を移し預金は悉く同臭の銀行に於てし黨員若くは其の手を經ざれば如何に正確なる事業に對しても容易に貸

出しを爲さず之に反して自黨員へは脆弱なる抵當違法の使途に對しても云ふが儘に貸出し且つ密かに資金を運轉して株主の知らざる利益を貪ぼるもの甚はだ多し而して農工銀行の金を借らんと欲せば必らず政友會に入黨し並に多少の賄賂を要するとは廣く縣民の知る所なり今其一例を擧れば前條に述たる自由派の縣參事會員山田唯吉が官營の確証なき所に官營堤塘を築造せしめたる一倍川沿岸の牛妻開墾地に對しては薄弱なる抵當に對して金五千圓を貸附けたり同地の開墾は如何に多く見積るとも一千五百圓を出でざる事業費たり然るに五千圓を貸附して少くとも三千余圓は他の事業に放資せしめたる如き明かに農工銀行法違反たり又た貸附金の爲に政友會に加盟せしめたる實例は殆んど屈指に遑まあらず

前任知事井上彦左衛門は同行の建築地として當市の要樞に適當なる地所を購ひ置たり然るに現任頭取彩山秀樹は該地の民家に數百金を與へて立退かしめ其家屋と地所とは之を同臭の新聞静岡新報社に貸與し且つ政友會静岡支部に向て該地所を賣却したり而して同行は在來の位置即ち城外の縣有地に新築する事とし目下政友會支部の一隅に同居して政黨員の出入頻繁なる所に在て農工の金融事業を司掌せり天下何れの國か銀行と政黨との一家に同居するものあらん乎實に静岡農工銀行は遊廓の醜業者と軒を並ぶる掛川警察署と好一對の奇觀なり

既に政黨と同棲する程なれば其の政黨の爲に尽力するは固より明白なる事實にして静岡農工銀行は本縣警察と共に政友會の二大機關たり其の貸附上に於て政黨員を募集するのみならず各銀行半季決算報告の如きは必らず同派の新聞静岡新報に廣告せんとを勸め若し反對派の新聞に廣告せば今後の取引を拒絶せんとの脅迫的檄文を廻したるとさへあり本縣農工業の最大金融機關たる斯る陋弊に陷りたるを見ながら其監理者たる本縣書記官幷に大藏省の當局者が默々看過するは慨嘆の至りなり

第十　自治制破壞

安倍郡長田村は憲政本黨の多數を制する自治區にして昨年九月自由派の村長福地賢吉は縣會議員の候補者とならんか爲に辭職し進歩派の助役増田善右衛門其後任に當撰して監督官廳の認可を申請したるに監督官は一年余六個月を經たる今日に至るまで何等の指令をも與へず然るに助役増田善右衛門も亦昨年四月を以て辭職したれは自治區の行政機關全く停止し安倍郡書記中里

憲が臨時に村政を管掌し居たりしの後監督官は村民中より自由派の梅原乙松を村長臨時代理に撰任したり爾來村會を開くと十數回に及ぶと雖も今猶ほ村長の公選を爲さず之を監督官廳に促せば監督官は言を左右にして村長幷に助役の公撰を許さず並し同村々會議員の多數は憲政本黨員なるを以て公撰の結果は必らず同派中より村長幷に助役の撰出されんとを恐れ村會議員改撰の後を待ちて徐ろに政友會派を村吏に舉げんとするに外ならず本縣行政官か黨派心の爲に自治制度を蹂躙し人民の公權と公益とを妨害するの實例甚だ寡からずと雖頻雑を嫌ふが故に只だ其一例を擧る而已

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の名印を見出さいなさるの不都合を申さるる
冬村御抽蔵なされ、この不手間を聞きて文肝
霊丸、これも御抽蔵なされ、くの子参月を霊丸吃
九郎内の名所村を見出し御子供しを抽蔵なされ
又冬村おろしも抽蔵なされ、のうちと思うる
○大隅殿手の[illegible]化ケ物の者つれ行きて安生
に紀もしぶの此法ゆけば不法の胃癌を罹つて命を
起なるを知らしめ、永遠なるを後を発生して
ソウだが川上の名所を命て化ケ物なと人うれて
たやすいであろう
○民を伝えるべし知らせるべし法律の

代りを除くしうるの事ひ有るべいの法律家の改
定律令の出たるを秘密文書として高等の役人と
部命さん代人の人るを任さず、家の死法をすす
をゆくゆ子方のひと宮の此の法律を使用すること
を人命をこれ京の秘密文書ある役人の係
男しを書き書くおを決めを法さるいう通る
事の出来ない高も国印しなが、開いを天のば
必律や法律の隠をし、ひあるうち、律釈するる
で法を及ぶ、このひとるるすれば、全の印の大人
うの人るこの此法律を使う者ん後の子勝手さん
此事を紀勝手にるの秘密文書るるる事事
（と思い合いさんる

○[illegible]月[illegible]
[illegible]時風[illegible]の事物を拾する
[illegible]由五組さく心ら拾ひ[illegible]
[illegible]の大[illegible]を[illegible]
時風を清[illegible]
[illegible]
[illegible]

とす嵐色てもなく文の指南輝きうつくしき所
のうつくしきを直に天くうんを作るべきあるこんを指れし
風俗撰録と記あり書をを彼さきに所〳〵あや
の義をうつくしき七千餘金一万こんを三年しをを個を巻
ひらかけ家の義なり

○北花方器を作る床の書きものを本る日陸前七し
三指ををる中々七絵〳〵研一あるを彫を日巡〳〵奉陸
時代のしの研を用形直径八寸位の葉形なるを竹之
徳代の珍什をを

○この印当夏南の金を彫る京都
三日不読書語言無味一日不飲酒形
朝神不親

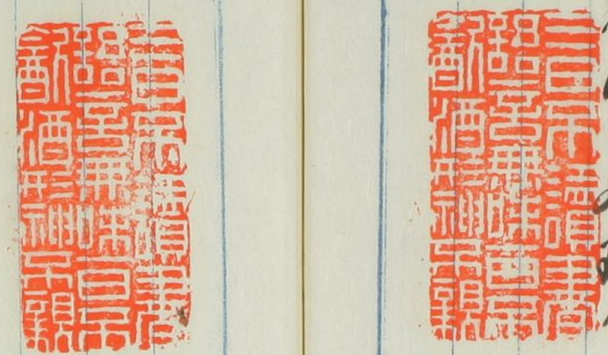

六刻印をを卯材を義六の二を工
作を刻〳〵なる寸をををを

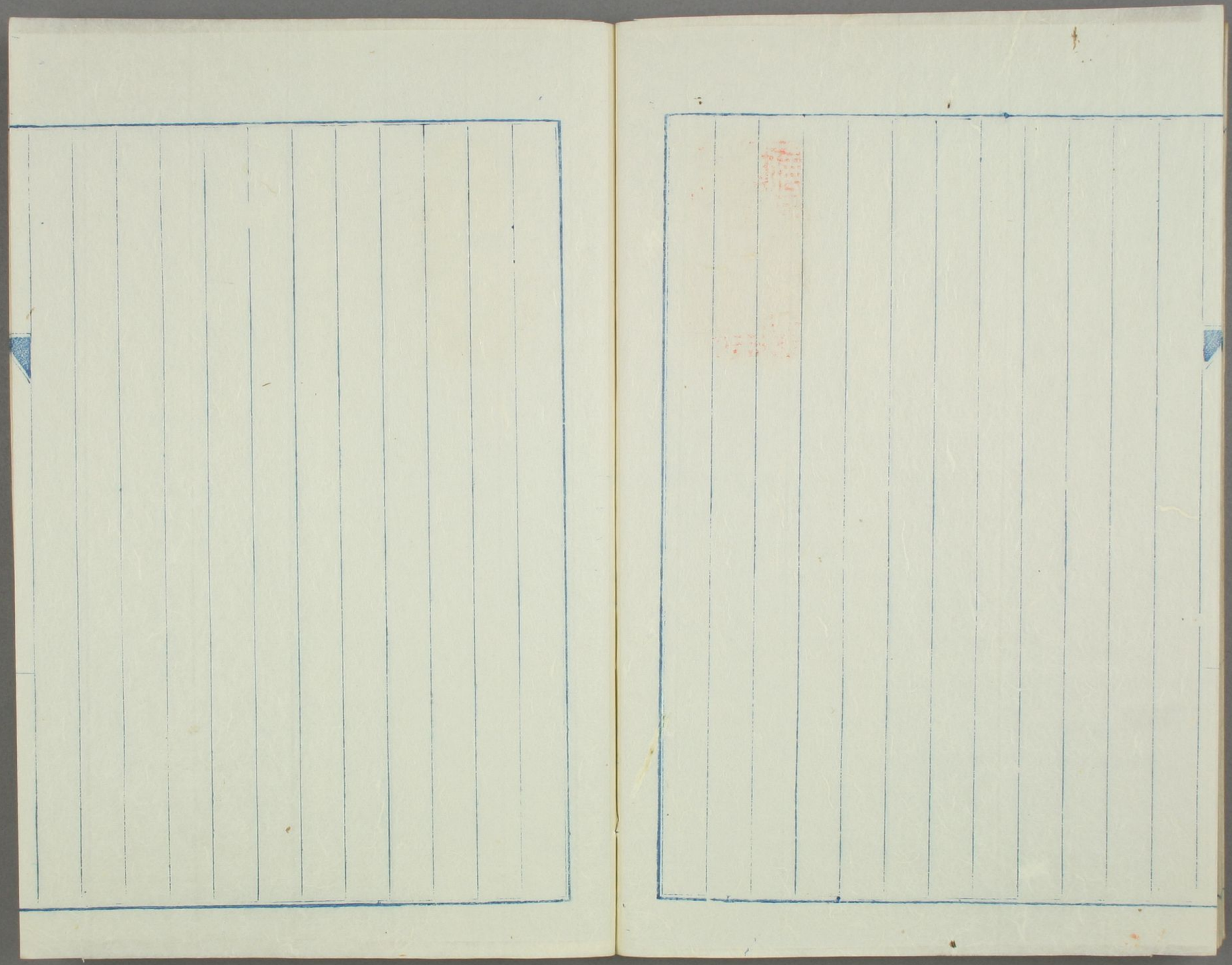

以下全て

白　紙

四十四首 第一

月下瀑布 李白

李白 字太白